

ID: 274

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	ぬまべ多目的スポーツパーク条例 第8条第1項		
例 規 番 号	令和4年条例第20号		
【基準】			
<p>第8条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条第3項の規定による。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、使用者がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を停止したことにより使用者に損害が生じても、町は、その責めを負わない。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日